



㊸一時預かり(にこにこ保育)ご利用のしおり

幼保連携型認定こども園 つばみ保育園
〒030-0851 青森市旭町3-7-8
電話017(776)3544 (H28.8月改定)

一時預かり保育はどのようなサービスですか？

保護者の方の勤務形態等により、家庭による育児が断続的に困難となり一時的に保育が必要となる児童

保護者の方の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童

保護者の方の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童

児童福祉法第24条の規程による保育の実施対象とならない就学前児童であって、上にあげる ~ のいずれかに該当する方が利用できます。

保育時間や利用日数は？

- 対象年齢 : 生後6ヶ月～就学前のお子さん
- 保育時間 : 7:30～18:00(原則8時間以内/土・日・祝日は休み)
- 利用日数 : 一人のお子さんにつき、週3日程度(月12日程度)
- 定員 : 一日あたり5人まで

午後から、または夕方からのお預かりは行っておりません。

お仕事が理由での延長保育(18:01～19:00)については、ご相談ください。別途延長保育料金(30分につき150円)がかかります。

※ 3号認定を受けていて、保育園への入所が保留となっているお子さんにつきましては、利用日数の制限はありません。(支給認定証の写しをお持ち下さい。)

利用料金について

4時間までの利用	1時間	300円
4時間～8時間	1日	1,500円

料金には、昼食代・おやつ代が含まれます。

登園時と降園時に、**登降園システムの打刻(手入力)**をお願いします。

お申込み方法...事前に一時預かりの利用登録が必要です

ご利用前に、面接でお子さんの様子(食事、健康など)をお聞きします。「一時預かり利用申込書」(お子さん一人につき一枚)を提出して下さい。お電話や登降園時にでも、利用したい日時をご予約ください。

園の行事がある日や利用される方が多い日は、予約をお受けできないことがあります。なるべくお早めにご予約ください。

- ※ 一時預かり利用のご予約は、前日の正午までにおねがいします。
- ※ 原則として、当日突然のお預かりは行っておりません。
- ※ キャンセルする場合は、必ずご連絡ください。
- ※ お迎えが予定より遅くなる時や、利用時間に変更がある時は、前もってお知らせください。

申込みに必要なもの

- 一時預かり利用申込書 捺印をお願いします
- 園児緊急連絡簿・家庭調書→必要事項(日中の連絡先など)を記入して下さい

一時預かりご利用の流れ

面接・申込み・予約 一時保育についてご説明し、面接で普段のお子さんの様子をお伺いします。「一時預かり利用申込書」を園に提出しカレンダーで利用日と時間を確認します。

登園(利用開始)

一時預かり利用料のお支払い 下記の納入方法で、期日までにお納めください。

料金の納入方法について・・・日払い、又は月払いで保育園へお納め下さい

- ・ **日払いの方** 降園時に料金をお支払い下さい。
- ・ **月払いの方** 毎月月末締めで、翌月5日頃集金袋をお渡しします。
(一月に何回も利用する方は、月払いをお選び下さい)

月払いの方は集金袋に「保育料等のご案内書」を同封します。利用時間・料金をご確認の上、保育料を入れ、翌月10日までにお支払をお願いします。

・ 期日を過ぎても料金を納めていただけない場合は、次回のご利用をお断りすることもございます。

保育内容について

- ・ 保育室の広さや保育士の人数、お子さんの年齢や発育にあわせ、通常保育のお子さんと一緒に保育いたします。
- ・ お子さんの様子を見て、園の行事に参加することができます。
- ・ お子さんの様子は連絡帳や口頭でお伝えしますが、わからないことや聞きたいことがありましたら、遠慮なくおたずねください。(育児相談も行っています。)

給食・おやつについて

3歳以上のお子さん 主食のみを持ってきて下さい。

毎月の献立表をお渡ししますので、それを見てその日のおかずに合った**主食(ごはん・おにぎり・パン等)**を持たせて下さい。

3歳未満のお子さん 完全給食です。

離乳食のおさんは、ご家庭と連絡を取り合って進めていきます。

食べ物の**アレルギーがある場合**は必ずお知らせ下さい。給食で除去食が必要な場合は、「**生活管理指導表**」をかかりつけ医に記載してもらい提出願います。

おやつについて

3歳未満のおさんは、10時、15時におやつが出来ます。

3歳以上のおさんは、15時におやつが出来ます。

申込みの取り消しについて

- ・ いったん一時預かりの申込みされた場合であっても、次の各号に該当するときは、一時預かりのご利用をお断りすることがありますので、あらかじめご承知ください。

1. お子さんが虚弱児のため、集団生活が困難とみられるとき
2. お子さんの心身の発育状況に遅れがみとめられ、集団保育が困難とみとめられるとき
3. 上記以外の理由により、集団保育が困難とみとめられるとき(他の子に暴力等で過度に迷惑、及び悪影響を与える等)

その他

- ・ 園の行事や職員の研修等の都合により、お断りすることもあります。
- ・ 朝からお子さんの健康状態がよくない場合、**電話連絡の上お迎えに来て頂くことがあります。その日の連絡先(携帯電話等)は詳しくお知らせください。**
- ・ 持ち物には、必ずお名前をつけて下さい。